

# レンタルサービス約款

このレンタルサービス約款(以下「本約款」といいます)は、株式会社 アクティブが提供するレンタルサービスの利用規程について定めたもので、本サービスをご利用されるすべての方に適用されます。

お客様は株式会社 アクティブのレンタルサービスのご利用に際し、下記契約条項についてご了承いただくものとします。事前に本約款を必ずお読みください。

## 第1条 (総則)

本レンタル約款は、株式会社 アクティブ(以下貸貸人という)とお客様(以下賃借人という)との間の賃貸借契約(以下レンタル契約という)について、別に契約書類または取り決め等による特約がない場合に適用される。

## 第2条 (レンタル期間)

1. レンタル物件を直接受け渡しする場合は、賃借人がレンタル物件を受領した日を起算日とし、レンタル物件を返却した日までとする。但し、レンタル物件を受領した時間が15時以降の場合は、受領した翌日を起算日とする。
2. 実際のレンタル期間が3日未満の場合はレンタル期間を3日間とみなし、実際のレンタル期間が3日以上の場合は、前項に基づいてレンタル期間を算出する。
3. 前2項のレンタル期間は、請求書または納品書に記載するものとし、賃借人が何らかの事情によってあらかじめ定めたレンタル期間の返却期日までに返却した場合でも、あらかじめ定めた期間のレンタル料金は支払うものとする。

## 第3条 (運送業者に委託返却するレンタル期間の計算方法)

レンタル物件の受け渡しを運送業者に委託する場合は、賃借人にレンタル物件が到着した翌日を起算日とし、賃借人がレンタル物件を運送業者に渡した日までとする。

## 第4条 (レンタル契約の延長)

レンタル期間の延長は、出来るだけ早く、賃借人が貸貸人へ連絡し、貸貸人がそれを認めた場合に限りできるものとする。以後繰り返し延長するときも同様とする。

## 第5条 (レンタル料金)

1. 賃借人は貸貸人に対し、請求書記載のレンタル料金を請求書記載の支払期限までに貸貸人の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。
2. レンタル料金は貸貸人が定めた料金体系により、算定することとする。
3. レンタル期間延長時のレンタル料金は、総レンタル期間(既使用期間+延長期間)に応じて算定された額とする。
4. 第13条によりレンタル期間中に賃借人がレンタル契約を解約した場合のレンタル料金は、レンタル開始日からレンタル終了日までの期間に応じて算定された額とする。
5. レンタル料金は原則として前払いとする。
6. 賃借人の理由により、レンタル物件の出荷日当日、もしくは出荷後にキャンセルとなった場合、物件の引き渡し前であっても賃借人は貸貸人に対して所定のキャンセル料金を支払うものとする。

## 第6条 (レンタル物件の引渡し)

貸貸人は賃借人に対し、レンタル物件を賃借人の指定する日本国内の設置場所において引渡すものとする。

## 第7条 (担保責任)

1. 貸貸人は賃借人に対し、引渡し時においてレンタル物件が正常な性能を備えていることのみを担保にし、レンタル物件の商品性または賃借人の使用目的への適合性については担保しない。
2. 賃借人がレンタル物件の引渡しを受けた後24時間以内にレンタル物件の性能の欠陥につき貸貸人に対して通知をしなかった場合、レンタル物件は正常な性能を備えた状態で賃借人に引渡されたものとみなす。
3. レンタル物件が故障等の理由で所定の性能を発揮しなかった場合に生じた損害に対しては、貸貸人はその賠償責任を担保しない。

## 第8条 (レンタル物件の取り替え)

1. レンタル物件の引渡し後の賃借人の責に帰すべからざる事由に基づいて、レンタル物件が正常に作動しなくなった場合、貸貸人は、レンタル物件を修理または取り替えるものとする。
2. 前項のレンタル物件の修理または取り替えに過大な費用または時間を要する場合、貸貸人は、レンタル契約を解除することができる。

## 第9条 (レンタル物件の使用保管)

1. 賃借人は、レンタル物件を善良な管理者の注意をもって使用、保管し、これに要する費用は賃借人の負担とする。
2. 賃借人は、事前に貸貸人の書面による承諾を得なければ次の行為をすることができない。
  - ① レンタル物件を第三者に譲渡し、転貸し、または改造すること。
  - ② レンタル物件に貼付けされた貸貸人の所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去し、または汚損すること。
  - ③ レンタル物件について質権及び譲渡担保件その他貸貸人の所有権の行使を制限する一切の権利を設定すること。
3. 賃借人は、レンタル物件について他から強制執行その他法律的・事実的侵害がないように保全するとともに仮にそのような事態が生じたときは、直ちにこれを貸貸人に通知し、かつ速やかにその事態を解消させるものとする。
4. 賃借人がレンタル物件をその本来の使用目的以外に使用した場合、賃借人は貸貸人に対し、レンタル料金とは別に、レンタル物件使用に関わる通信料等の諸費用あるいはその相当額を支払うこととする。

## 第 10 条（レンタル物件の滅失・毀損）

賃借人の責に帰すべき事由によりレンタル物件を滅失（修理不能、所有権の侵害を含む）または毀損（所有権の侵害を含む）した場合、賃借人は賃貸人に対し、代替レンタル物件（新品）の購入代価相当額またはレンタル物件の修理代相当額を支払い、なお損害あるときはこれを賠償する。

## 第 11 条（レンタル物件の輸出）

1. 賃借人は、レンタル物件を日本国内においてのみ使用する。
2. 賃借人がレンタル物件を輸出する場合、速やかに賃貸人に通知し、承諾を得るものとする。但し、賃借人は輸出者として日本及び輸出関連諸国の輸出関連法規に従って輸出を行うものとする。
3. 賃借人がレンタル物件を輸出する場合、第 7 条第 1 項及び第 12 条は適用されないものとする。

## 第 12 条（ソフトウェアの複製等の禁止）

1. 賃借人は、レンタル物件の全部または一部を構成するソフトウェア製品（以下ソフトウェアという）に関し、次の行為を行うことはできない。
2. 有償、無償を問わず、ソフトウェアを第三者に譲渡し、または第三者のために再使用权を設定すること。
3. ソフトウェアをレンタル物件以外のものに利用すること。
4. ソフトウェアを複製すること。
5. ソフトウェアを変更または改作すること。

## 第 13 条（保険）

1. 賃借人は、レンタル物件に動産総合保険を付保するものとする。
2. 賃借人がレンタル中に盗難、その他の被害を受けた場合、賃借人は次に定める措置をとらなければならない。
  - ① 直ちに最寄りの警察に通報すること。
  - ② 直ちに被害状況を賃貸人に報告し、賃貸人の指示に従うこと。
  - ③ 盗難、その他の被害に関し賃貸人及び賃貸人が契約している保険会社の調査に協力し、要求する書類等を滞滞なく提出すること。
3. 賃借人が前項の義務を履行し賃貸人が保険金を受領した場合、賃貸人は賃借人に対し、第 9 条所定の賠償義務について、受取保険金の限度でその義務を免除する。但し、賃借人が本条第 2 項の通知義務・交付義務を怠り、またはレンタル物件の滅失毀損について故意または重大過失がある場合はこの限りでない。

## 第 14 条（中途解約）

賃借人は、特別な定めがない限り、レンタル期間中といえども事前に賃貸人に通知の上レンタル物件を賃貸人の指定する場所に返還して、レンタル契約を解約することができる。その場合、賃貸人はレンタル料金の一部返却または割引は行わないものとする。

## 第 15 条（債務不履行など）

賃借人が次の各号の一つに該当した場合、賃貸人は催告をしないでレンタル契約を解除することができる。この場合、賃借人は賃貸人に対し、未払レンタル料をその他の金銭債務全額を直ちに支払い、賃貸人になお損害があるときはこれを賠償する。

1. レンタル料の支払いを 1 回でも遅延し、またはレンタル契約の各条項に違反したとき。
2. 支払を停止し、または手形・小切手を不渡りにしたとき。
3. 保全処分、強制執行、滞納処分を受け、または破産、和議、会社更正、会社整理等の申立てがあったとき。
4. 事業を休廃止し、または解散したとき。
5. 営業が引続き不振であり、または営業の継続が困難であると賃貸人が認めたとき。

## 第 16 条（レンタル物件の返還）

1. レンタル期間の満了、解除、解約その他の理由によりレンタル契約が終了した場合、賃借人は賃貸人に対し直ちにレンタル物件を賃貸人の指定する場所に返還するものとする。
2. 賃借人が前項の義務の履行を怠った場合、賃借人は賃貸人に対し、レンタル期間の終了日の翌日からレンタル物件の返還日までのレンタル料金（基本料金）相当額の返却遅延損害金を支払うものとする。但し、返却遅延日数が 5 日間に満たない場合は、遅延日数は 5 日間とみなすものとする。

## 第 17 条（支払遅延損害金）

賃借人がレンタル契約に基づく金銭債務の履行を遅延した場合、賃借人は賃貸人に対し、支払期日の翌日より完済に至るまで年 14.6%の割合による支払遅延損害金を支払うものとする。

## 第 18 条（消費税等の負担）

賃借人は賃貸人に対し、レンタル期間開始時点のそれぞれのレンタル料金に対する消費税法所定の税率による消費税額をレンタル料金に付加して支払うものとする。

## 第 19 条（引渡し・返還の費用負担）

レンタル物件の引渡しに関わる運送費等の諸費用は賃貸人、レンタル物件の返還に関わる運送費等の諸費用は賃借人の負担とする。

## 第 20 条（裁判管轄）

レンタル契約についての全ての紛争に関する管轄裁判所は、賃貸人の本社所在地を管轄する裁判所とする。

## 第 21 条（特約条項）

レンタル契約について、別途書面により特約した場合は、その特約はレンタル契約と一体となり、レンタル契約を補完及び修正することを承認する。

## 第 22 条 (個人情報保護方針)

貸貸人は、以下の個人情報保護方針を定め、個人情報管理責任者監督のもと、個人情報保護を企業活動における最優先事項のひとつと位置づけ、貸出業における多くの個人情報を取り扱うサービス事業として、情報の安全管理を厳守することが重要な社会的責任であると認識し、個人情報の適切な取扱い・管理・維持に努めることとする。

1. 貸貸人は利用目的を明確にした上で、目的の範囲内に限り、個人情報を取得する。また個人情報の利用は、その利用目的から逸脱しない範囲とする。
2. 個人情報の管理は、厳重に行うこととし、賃借人にご承諾された場合を除き、第三者に対しデータを開示・提供はしない。また個人情報に関する不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩を防ぐための適切な予防及び是正処置を行う。
3. 貸貸人は、保有する個人情報に関して適用される法令、規範を遵守する。
4. 貸貸人は、個人情報保護に関する管理の体制と仕組みについて継続的改善を実施する。
5. 貸貸人は、お客様の個人情報を適切に管理する。個人情報は専用のサーバで管理し、セキュリティーシステムで保護された専用のサーバで管理し、外部からの不正アクセスや情報の漏洩防止に最善を尽くす。また、個人情報管理責任者監督のもと、個人情報に関して適用される法令・規範を遵守し、賃借人の個人情報を厳重に保管するために、個人情報保護に関する定期的かつ継続的な社員教育と監査を行い、適正管理の維持向上に努める。

## 第 23 条 (暴力団等の排除)

賃借人等（これらの役員、従業員若しくは、実質的に経営権を有する者を含む。以下「賃借人等」という）は、個人であると団体であるとは問わず、つぎの各号に定める事項が維持されることを表明、保証し誓約する

1. 賃借人等が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他の暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（以下「暴力団等」という）でないこと。
2. 賃借人等が暴力団等への資金等を提供し、また社会的に非難される関係を有していないこと。
3. 賃借人等が自らまたは第三者を利用して、賃借人に対して、詐術、暴力的行為若しくは脅迫的言辞粗暴行為を用い名誉や信用等を毀損し、若しくは賃貸人の業務を妨害しないこと。
4. この他にこれに類する反社会的集団または、構成員等ではないこと。
5. 賃借人等が前項に違反した場合は、賃貸人は別段の催告を要しないで、このレンタル契約及び賃借人等との契約（基本契約、その他の締結済の契約、覚書を含むがこれに限らない。）の全部または一部を解除することができるものとする。
6. 本条による解除は、賃貸人が被った損害について賃借人等に対する損害賠償の請求を妨げない。
7. 本条による解除により賃借人等に損害が生じても賃貸人はこれを一切賠償しないものとする。

## 第 23 条 (付則)

本レンタル約款は、2012年4月1日以降に締結されるレンタル契約について適用される。

以上